

個人番号について、収集者にのみ収集義務を規定している国税関係書類

国税関係書類のうち、収集者（個人番号関係事務実施者）にのみ個人番号の収集義務を課しているものは、提供者の個人番号を記載事項として規定している告知義務のない法定調書（34種類）が該当（別紙1「告知義務のない法定調書一覧」参照）。

（注） 法定調書については、その記載の基となる取引において、金銭等の支払を受ける者に告知義務を規定しているものがあり、その場合には、提供者に個人番号の提供義務が生じることとなる。（個人番号の告知義務のある法定調書の主な規定及び一覧については、別紙2及び別紙3参照）

〔税法上の主な規定 例：報酬、料金等の支払調書〕

○所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

第1項 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一～二 （略）

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号（報酬、料金 等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者

○所得税法施行規則第84条（報酬、料金等の支払調書）

第1項 居住者又は内国法人に対し国内において法第二百四条第一項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金（法第二百四条第二項各号に掲げるものを除く。以下この条において「報酬等」という。）の支払をする者は、法第二百二十五条第一項第三号（報酬、料金等の支払調書）の規定により、その報酬等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその報酬等の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二 以下省略

告知義務のない法定調書一覧

【凡例】

この一覧において使用している法令の略称の意義は、次のとおりである。

所得税法：所法	相続税法：相法	租税特別措置法：措法
所得税法施行令：所令	相続税法施行令：相令	租税特別措置法施行令：措令
所得税法施行規則：所規	相続税法施行規則：相規	租税特別措置法施行規則：措規

○所得税法に規定するもの

1. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
(所法 225①三、所規 84①、所規 91、所規別表第五 (八))
2. 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
(所法 225①三、所規 85①、所規 91、所規別表第五 (十))
3. 生命保険契約等の一時金の支払調書
(所法 225①四、所規 86①、所規 91、所規別表第五 (十一))
4. 生命保険契約等の年金の支払調書
(所法 225①四、所規 86①、所規 91、所規別表第五 (十二))
5. 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
(所法 225①五、所規 87①、所規 91、所規別表第五 (十三))
6. 損害保険契約等の年金の支払調書
(所法 225①五、所規 87①、所規 91、所規別表第五 (十四))
7. 保険等代理報酬の支払調書
(所法 225①六、所規 88①、所規 91、所規別表第五 (十五))
8. 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
(所法 225①八、所規 89①、所規 91、所規別表第五 (十七))
9. 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (十八))
10. 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (十九))
11. 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (二十))
12. 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (二十一))
13. 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (二十二))
14. 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
(所法 225①八、所規 89②、所規 91、所規別表第五 (二十三))
15. 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
(所法 225①九、所規 90②、所規 91、所規別表第五 (二十七))

16. 不動産の使用料等の支払調書

(所法 225①九、所規 90①、所規 91、所規別表第五 (二十四))

17. 不動産等の譲受けの対価の支払調書

(所法 225①九、所規 90①、所規 91、所規別表第五 (二十五))

18. 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

(所法 225①九、所規 90①、所規 91、所規別表第五 (二十六))

19. 給与所得の源泉徴収票

(所法 226①、所規 93①、所規 95、所規別表第六 (一))

※ 給与所得の受給者が、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出する場合には、個人番号の提供者にも提供義務がある。

20. 退職所得の源泉徴収票

(所法 226②、所規 94①、所規 95、所規別表第六 (二))

※ 退職所得の受給者が退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)を提出する場合には、個人番号の提供者にも提供義務がある。

21. 公的年金等の源泉徴収票

(所法 226③、所規 94 の 2 ①、所規 95、所規別表第六 (三))

※ 公的年金等の受給者が公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合には、個人番号の提供者にも提供義務がある。

22. 信託の計算書

(所法 227、所規 96①、④、所規別表第七 (一))

23. 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書

(所法 227 の 2、所規 96 の 2 ①、②、所規別表第七 (二))

24. 新株予約権の行使に関する調書

(所法 228 の 2、所規 97 の 2 ①、②、所規別表第九 (一))

25. 株式無償割当てに関する調書

(所法 228 の 3、所規 97 の 3 ①、②、所規別表第九 (二))

26. 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

(所法 228 の 3 の 2、所規 97 の 3 の 2 ①、②、所規別表第九 (三))

○相続税法に規定するもの

27. 生命保険金・共済金受取人別支払調書

(相法 59①一、相規 31、相規第五号書式)

28. 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書

(相法 59①一、相規 31、相規第六号書式)

29. 退職手当金等受給者別支払調書

(相法 59①二、相規 31、相規第七号書式)

30. 信託に関する受益者別(委託者別)調書

(相法 59②、相規 31、相規第八号書式)

○租税特別措置法に規定するもの

31. 特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書

(措法 29 の 2 ⑤、措法 29 の 3 ④、措令 19 の 3 ⑬、⑭、措令 19 の 4 ⑫、⑭、措規 11 の 3 ⑪、⑬、措規 11 の 4 ⑨、⑩、措規別表第六 (一))

32. 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書

(措法 29 の 2 ⑥、措法 29 の 3 ⑤、措令 19 の 3 ⑰、⑱、措令 19 の 4 ⑬、⑭、措規 11 の 3 ⑫、⑬、措規 11 の 4 ⑩、⑪、措規別表第六 (二))

33. 教育資金管理契約の終了に関する調書

(措法 70 の 2 の 2 ⑬、措令 40 の 4 の 3 ⑱、措規 23 の 5 の 3 ⑮、⑯、措規別表第十一 (六))

※ 受贈者は、信託や預入などをする日までに教育資金非課税申告書に個人番号を記載して、教育資金管理契約を締結した金融機関の営業所を経由して当該申告書を税務署長に提出する必要があるため、当該申告書の提出の際には、受贈者に個人番号の提供義務がある。

34. 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

(措法 70 の 2 の 3 ⑭、措令 40 の 4 の 4 ㉔、措規 23 の 5 の 4 ⑮、⑯、措規別表第十二 (六))

※ 受贈者は、信託や預入などをする日までに結婚・子育て資金非課税申告書に個人番号を記載して、結婚・子育て資金管理契約を締結した金融機関の営業所を経由して当該申告書を税務署長に提出する必要があるため、当該申告書の提出の際には、受贈者に個人番号の提供義務がある。

個人番号について、提供者に告知義務を規定している法定調書

法定調書については、その記載の基となる取引において、金銭等の支払を受ける者に告知義務を規定しているものがあり、その場合には、提供者に個人番号の提供義務が生じることとなる。(個人番号の告知義務のある法定調書については、別紙3「個人番号の告知義務のある法定調書一覧」参照)

〔税法上の主な規定 例：株式等の譲渡の対価の受領者等の告知〕

《告知の規定》

○所得税法第224条の3（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）

第1項 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価（その額の全部又は一部が第四十一条の二（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号（支払調書）及び第二百二十八条第二項（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）において同じ。）の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を当該各号に掲げる者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。（後略）

○所得税法施行令第342条（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）

第1項 国内において法第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等（以下第三百四十四条（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）までにおいて「株式等」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の三第一項に規定する対価をいう。以下第三百四十四条までにおいて同じ。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、当該株式等の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の三第一項に規定する財務省令で定める場所。以下この条、次条第三項及び第三百四十四条第一項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。次項、次条第三項及び第三百四十四条第一項において同じ。）を、その株式等の譲渡の対価の法第二百二十四条の三第一項に規定する支払者に告知しなければならない。

第2項 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める株式等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一～二 （略）

三 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において金融商品取引業者等が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融商品取引業者等の営業所を通じて当該金融商品取引業者等以外の振替機関等（同法第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき その譲渡の時まで当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けていた株式等の当該対価

四 （略）

個人番号の告知義務のある法定調書一覧

【凡例】

この一覧において使用している法令の略称の意義は、次のとおりである。

所得税法：所法	租税特別措置法：措法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律：国送法
所得税法施行令：所令	租税特別措置法施行令：措令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令：国送令
所得税法施行規則：所規	租税特別措置法施行規則：措規	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則：国送規

告知義務のある法定調書及び根拠法令については、以下のとおり。

なお、根拠法令は、告知に関する規定のみを記載。

○所得税法に規定するもの

1. 利子等の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
※ 普通預金の利子等については、個人番号の告知及び法定調書の提出が不要とされている。
2. 国外公社債等の利子等の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
3. 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
4. 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
5. 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
6. オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
7. 配当等とみなす金額に関する支払調書
(所法 224、所令 335～339、所規 81～81 の 12)
8. 株式等の譲渡の対価等の支払調書
(所法 224 の 3①、②、④、所令 341～344 の 2、346、所規 81 の 18～81 の 22、81 の 28～81 の 31)
9. 交付金銭等の支払調書
(所法 224 の 3③、所令 345、所規 81 の 24～81 の 27)
10. 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
(所法 224 の 4、所令 347～350、所規 81 の 32～81 の 35)
11. 先物取引に関する支払調書
(所法 224 の 5、所令 350 の 2～350 の 5、所規 81 の 36)
12. 金地金等の譲渡の対価の支払調書
(所法 224 の 6、所令 350 の 6～350 の 10、所規 81 の 37～81 の 40)

13. 名義人受領の利子所得の調書
(所法 224、所令 335~339、所規 81 ~81 の 12)
14. 名義人受領の配当所得の調書
(所法 224、所令 335~339、所規 81 ~81 の 12)
15. 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
(所法 224 の 3 ①、②、④、所令 341~344 の 2、346、所規 81 の 18 ~81 の 22、81 の 28~81 の 31)
16. 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
(所法 224 の 2、所令 340、所規 81 の 17)

○租税特別措置法に規定するもの

17. 特定口座年間取引報告書
(措法 37 の 11 の 3 ④、⑤、措令 25 の 10 の 3、措規 18 の 12)
18. 非課税口座年間取引報告書
(措法 37 の 14 ⑥~⑧、措令 25 の 13、措規 18 の 15 の 3)
19. 未成年者口座年間取引報告書
(措法 37 の 14 の 2 ⑫~⑭、措令 25 の 13 の 8、措規 18 の 15 の 10)

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定するもの

20. 国外送金等調書
(国送法 3、国送令 4~7、国送規 4~7)
21. 国外証券移管等調書
(国送法 4 の 2、国送令 9 の 2~9 の 4、国送規 11 の 2~11 の 3)